

別紙

諮詢第1099号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年9月14日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年4月30日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年12月1日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月26日（第196回第三部会）及び同年12月25日（第197回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活安全相談について

「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」(平成12年3月16日付通達甲(生総.家相)第3号。以下「要綱」という。)において、生活安全に関する相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び同第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、加えて、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には同第4号「相談関係者」を、継続案件が終了した場合は同第3号「相談処理結果」を出力し、保存するものとされている。また、その後の経過等を確認した場合には、「相談処理経過の概要」をその都度出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び不開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、受理番号〇号、相談処理経過の概要(経過番号1から19まで)及び相談処理結果を含む)」に記録されている個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)である。

本件対象保有個人情報は、「生活安全相談処理結果表」、「相談処理経過の概要」(「別紙相談処理経過の概要」を含む。以下同じ。)、「相談処理結果」、「相談関係者」及び添付書類である写真台紙に記録されている個人情報により構成されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報について、別表1に掲げる不開示情報を不開示とする本件部分開示決定を行った。

ウ 審査会の審議事項について

審査請求人は、審査請求書において、本件部分開示決定のうち特定日に係る「相談処理経過の概要」について、「処理経過の概要」が不開示とされているため内容が不明である旨を主張し、当該不開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会は、本件部分開示決定において不開示とされた部分のうち、審査請求人が主張する別表2に掲げる本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について審議することとする。

エ 本件不開示情報の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報 1 の不開示妥当性について

審査会が本件不開示情報 1 を確認したところ、当該情報は、警察職員が開示請求者以外の関係者から事情を聴取した内容で、開示請求者以外の個人を識別することができるものであると認められることから法78条1項2号本文に該当する。

次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討したところ、本件不開示情報 1 は、警察職員が生活安全相談業務の処理経過において、開示請求者以外の個人から入手した情報と認められ、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは言えず、当該情報と同種の情報を開示請求者が知ることができたとしても、個別的な事例にとどまる限り「慣行」には当たらないものと解されていることから、同号ただし書イには該当しない。また、本件不開示情報 1 は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当しないことは明らかであるから、同号ただし書ロに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、相談業務は、警察が相談者及び相談者以外の関係者（以下「相談者等」という。）の秘密を守るという信頼関係に基づいており、本件不開示情報 1 を開示することによって、当該相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、生活安全相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、生活安全相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法78条1項7号にも該当する。

したがって、本件不開示情報 1 は、法78条1項2号及び7号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 2 の不開示妥当性について

審査会が本件不開示情報 2 を確認したところ、本件相談に関し、警察職員が相談者等から聴取した内容に基づき、専門的な知識、経験を用いて当該相談に対する評価、判断をした結果及び措置を記載したものであることが認められた。

そのため、本件不開示情報 2 を開示することとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価、判

断について、率直な記載を躊躇するなど、記載内容が当たり障りのない抽象化、形骸化したものとなり、その結果、正確な事実の把握、適正な事案判断が困難となるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件不開示情報2は、法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表1（本件部分開示決定）

| 不開示情報 | 根拠規定 |
|---|----------------------|
| 警察職員の氏名及び印影（管理職を除く） | 法78条1項2号 法78条1項5号 |
| 「相談処理経過の概要」のうち、「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」に記録されている開示請求者以外の個人に関する情報であるとともに、生活安全相談業務の処理経過等に関する情報 | 法78条1項2号 法78条1項7号 |
| ○「生活安全相談処理結果表」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置方法措置結果」欄 ・「相談の種別」欄 ・「事件化の検討」欄 ・「連絡引継確認者」欄 ・「相手方」欄 | |
| ○「相談処理経過の概要」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置」欄 ・「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分 | 法78条1項7号 |
| ○「相談関係者」のうち、不開示とした部分（警察職員の氏名を除く） | |
| ○「相談処理結果」のうち、 ・「分類種別」欄 ・「措置」欄 ・「処理結果」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分 | |
| ○写真台紙の不開示とした部分 以上 の各欄及び部分に記録されている情報 | |

別表2（特定日の「相談処理経過の概要」に係る本件不開示情報）

| | 本件不開示情報 | 根拠規定 |
|---|---|----------|
| 1 | 「相談処理経過の概要」のうち、「処理経過の概要」欄に記録されている開示請求者以外の個人に関する情報であるとともに、 生活安全相談業務の処理経過等に関する情報 | 法78条1項2号 |
| | | 法78条1項7号 |
| 2 | 「相談処理経過の概要」のうち、「処理経過の概要」欄に記録されている相談事務に係る評価、判断等に関する情報 | 法78条1項7号 |